2025 年 5 月 29 日

企業会計基準委員会　御中

EY 新日本有限責任監査法人
品質管理本部長　伊藤　功樹

実務対応報告公開草案第 70 号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に対する意見

貴委員会から 2025 年 3 月 11 日に公表された実務対応報告公開草案第 70 号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）の提案について、基本的に同意いたします。ただし、今後の適用にあたって、表現方法の見直し又は明確化をご検討いただきたい点について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

記

質問 1（実務上の取扱いに関する質問）

本公開草案で提案している会計処理に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意する。

ただし、今般、いわゆるバーチャル電力購入契約（Virtual Power Purchase Agreement）についての早期の対応が必要であることに鑑み、発電事業者の取扱いは定めないこととし、需要家のみの取扱いを定めることとしたが（本公開草案 BC5 項）、今後、発電事業者などの取扱いについて会計基準等の開発のニーズが高まった場合、当該取扱いについても検討していただきたいと考えている。

本公開草案については、次の点について確認及び検討していただきたい。

1. 決算日後に国による電力量の認定が行われた場合の取扱いの明確化

（コメント）

決算日までに既に発電があり、発電により生じた非化石価値を受け取る権利について、決算日後に当該電力量の認定が行われたこと等により決算日後にその金額を合理的に見積ることが可能となった場合、これを修正後発事象として取り扱い、決算において非化石価値を

受け取る権利に係る費用を計上することが必要となるか否かについて、当法人は本公開草案が確定した実務対応報告（以下「本実務対応報告」という。）を適用するにあたって、これを修正後発事象として取り扱わないものと考えている。この点について必ずしも本公開草案からはその取扱いが明らかではないと考えられるため、当法人の理解でよいか確認したい。

（理由）

本公開草案 BC14 項では「発電により将来非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務が需要家に生じていると考えられる。」とされている。

ここで、決算日までに既に発電があり、発電により生じた非化石価値を受け取る権利について、決算日後に国による電力量の認定が行われたこと等により決算日後にその金額を合理的に見積ることが可能となった場合、決算日までに既に発電された電力に対応する非化石価値については、本公開草案 BC14 項を踏まえるとその原因が決算日時点で既に存在していると考えられることから、決算日後の国による電力量の認定は修正後発事象に該当し、非化石価値を受け取る権利に係る費用を決算において計上することが必要になると考えられる可能性がある。

これについて、本公開草案第 4 項では、「発電により生じた、非化石価値を受け取る権利について、金額を合理的に見積ることが可能となった時点において費用処理を行う。ここで、遅くとも国による電力量の認定時点（第 3 項(4)参照）までに金額を合理的に見積ることとする。」とされており、企業が金額を合理的に見積ることが可能となった時点（遅くとも国による電力量の認定時点）が会計処理を行う時点になると考えられる。したがって、当法人は、決算日までに既に発電があり、発電により生じた非化石価値を受け取る権利について、決算日後に国による電力量の認定が行われたこと等により決算日後にその金額を合理的に見積ることが可能となった場合において、本実務対応報告を適用するにあたりこれを修正後発事象として取り扱わないものと考えているが、必ずしも本公開草案からはその取扱いが明らかではないと考えられるため、当法人の理解でよいか確認したい。

2. 特定卸供給事業者（アグリゲーター）との相対契約の場合の取扱いの明確化

（コメント）

「発電事業者」に該当しない特定卸供給事業者（アグリゲーター）との相対契約の場合に、需要家において本実務対応報告の適用対象となるか明らかにしていただきたい。

（理由）

本実務対応報告は、「非化石価値取引において需要家による非化石価値の転売が想定されておらず、発電事業者から需要家に電力の取引を伴わずに非化石価値を移転する契約のうち概ね次の特徴を有するものに適用する。」とされ、発電事業者と需要家の相対の契約であ

るとされている（本実務対応報告第 2 項（1））。

そして、「発電事業者」とは、「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 15 号に規定する発電事業を営むことについて同法第 27 条の 27 第 1 項の規定による経済産業大臣への届出をした者をいうとされている（本公開草案第 3 項（3））。

ここで、非 FIT 非化石証書については、発電事業者のみならず、特定卸供給事業者（アグリゲーター）と需要家間における環境価値の直接取引において、特定卸供給事業者（アグリゲーター）から需要家が非 FIT 非化石証書を直接調達することができるとされている[1]。

需要家にとっては、相対の契約先が、発電事業者であるか特定卸供給事業者（アグリゲーター）であるかによって、取引の内容や経済的効果に違いはないと考えられるため、本実務対応報告が適用されることが望ましいと考えられるが、既述したように本実務対応報告では適用範囲として発電事業者のみが明文化されている。

本公開草案第 2 項に定める特徴は、「概ね」と規定されているが、同第 2 項本文においては「『発電事業者』から需要家に電力の取引を伴わずに非化石価値を移転する契約のうち」とあるため、適用対象となるか不明瞭と考えられる。

質問 2（開示に関する質問）

本公開草案は、本公開草案の範囲では特段の開示を求めないことを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 3（適用時期等に関する質問）

本公開草案における適用時期及び経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 4（現在検討されている制度変更の可能性への対応に関する質問）

現在検討されている制度変更の可能性への対応として(1)及び(2)の考え方に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

[1]https://www.biprogy.com/solution/uploads/1_nonfit-nintei_explain.pdf

同意する。

ただし、次の点について確認及び検討していただきたい。

3. 本公開草案BC5項なお書き及びBC21項なお書きの取扱いの明確化

（コメント）

需要家である親会社が、購入した非化石価値を子会社や関連会社に融通する場合における親会社の会計処理の考え方を明確にしていただきたい。

（理由）

子会社や関連会社に非化石価値を融通したとしても、親会社を主体とする企業集団においては、非化石価値を自己使用目的で購入することに変わりはないため、親会社が子会社のために非化石価値を購入した場合であっても、当該親会社は本実務対応報告における需要家として取り扱う本公開草案の提案に同意する。

また、親会社とその子会社及び関連会社との融通取引は、対価の授受の有無、非化石価値の移転時期など、様々な実務が生じることが考えられ、さらにその会計処理は、当事者間の契約内容によって変わり得ることが考えられるため、当該親会社と子会社との間の取引については、両者の合意内容に基づき会計処理を行うことが考えられるとする本公開草案の提案に同意する。

しかしながら、本公開草案の提案では、親会社の会計処理については、当該親会社は本実務対応報告における需要家として取り扱うという定めしかないため、例えば、子会社及び関連会社への融通に際して親会社が対価を受領する場合においても、親会社の単体決算において本公開草案第4項の会計処理を適用すべきというように読める。

本実務対応報告における会計処理は、非化石価値が需要家により転売されることを想定しておらず、需要家が非化石価値を第三者に売却することによる直接的な経済的便益の流入がないことが前提となっており（本公開草案BC13項(1)）、子会社及び関連会社から対価を受領する場合などは、本実務対応報告では想定されていないと考えられる。

このため、子会社及び関連会社に非化石価値を融通する場合の、親会社の単体決算における会計処理の考え方を明確にしていただきたい。

質問 5（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

該当なし。

以　上